⑺　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑻　関連情報を入手するための窓口　上記３⑴に同じ。
⑼　詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Haruo Kojima, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Joban Expressway, Ohisakita
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 27 January 2017
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 7 April 2017
⑹　Contact point for tender documentation : Shinji Kawasaki, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 3―2―1, Chuo, Aoba-ku, Sendai city, Miyagi 980―0021, Japan. TEL : 022―217―1726

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 12 月 22 日
契約担当役
国立大学法人山形大学施設部長　天野　　良
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　06
○第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　山形大学（医病）重粒子線がん治療施設新営その他工事
⑶　工事場所　山形市飯田西二丁目２番２号（山形大学飯田団地構内）
⑷　工事概要重粒子線がん治療施設（鉄筋コンクリート造、地上４階、地下１階建、建築面積2,212.04㎡、延べ面積7,167.52㎡）の新営工事、渡り廊下（鉄骨造、地上２階建、建築面積247.84㎡、延べ面積247.84㎡）の新営工事、既存ＰＥＴセンター（鉄筋コンクリート造、地上２階建、建築面積598.94㎡、延べ面積1,219.03㎡、改修面積15.53㎡）の改修工事、既存管理倉庫（鉄筋コンクリート造、地上１階建、建築面積182.40㎡、延べ面積182.40㎡）の取りこわし
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年３月20日（水）まで
⑹　使用する主な資機材　コンクリート　約21,300㎥、鉄筋　約1,860t、鉄骨　約840t、ガラス　約490㎡、電気設備一式、機械設備一式
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人山形大学長から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人山形大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第５条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　会社更生法（平成14年法律第15号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,100点）以上であること。
⑷　同種工事の施工実績として次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。
①　単体又は共同企業体の代表者は元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
・構造：鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
・用途：粒子線がん治療施設（重粒子線又は陽子線）又は放射線施設（粒子エネルギー100MeV相当以上）
・新営又は改修の別：新営
・工種：建築工事一式
②　共同企業体の代表者以外の構成員は次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
・構造：鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
・用途：粒子線がん治療施設（重粒子線又は陽子線）又は放射線施設（粒子エネルギー100MeV相当以上）
・新営又は改修の別：新営
・工種：建築工事一式
又は、平成13年以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
・構造：鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
・規模：延べ面積　2,000㎡以上
・用途：病院、校舎又は研究施設
・新営又は改修の別：新営
・工種：建築工事一式
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・１級建築士の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣若しくは建設大臣が認定した者。